

審議資料No. 1

諮問第994号

令和4年10月18日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について

諮問理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方については、本年7月に世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申として、新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」など、貴重なご意見を取りまとめていただき深く感謝申し上げます。

区としては、答申の内容を踏まえ、本年9月に世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）の全部改正（素案）として取りまとめ、パブリックコメントを実施したところです。現在、区民から寄せられた意見に対する区の考え方を整理するとともに、改正条例（案）の取りまとめに向けて具体的な運用等の詳細な検討を行っているところです。

つきましては、令和5年4月1日の改正法及び改正条例の施行に向けて、区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等を制定する必要があることから、審議会の意見を聴くものです。